

第三節 村落社会の動向

1 村落構造の変動

板宿村での村
方争論の発端

寛文（元禄期（一七世紀後半）以降の、綿作を中心とする商業的農業の発展が、撰播村々の村落構造を変質させていったことは、容易に推察できる。しかし史料の制約から、市域の村々の中で、近世初期から中期に至るまでの階層構成を一貫して追跡し得ないため、村落構造の変動を具体的に明らかにすることができない。ただ、やや断片的ながら、御影村では寛文（安永期）に上位高持層の新旧交代がみられたこと、また、明石郡中村や八部郡山田の坂本村では、同時期の階層構成の変遷に、上位高持層の減少と中農層の増大という傾向がうかがえることなどは指摘できる（表64）。これは旧来から庄屋など村役を独占してきた名家の没落、新しい有力農民の進出、そして村政に対する中農層の役割増大といった村内状況に結びつくとみることができよう。

こうした状況を背景に、ここでは享保（明和期）に起こった、二件の村方騒動を取り上げること、この時期、村落の中で進行していた変動の質を探ってみたい。

表 64 近世前・中期の階層構成

A 中村(明石郡)					
持 高		宝永 3 年(1706)		宝暦 5 年(1755)	
石	石	戸	%	戸	%
30以上				2	3.6
20	～ 30	5	12.5		
15	～ 20	4	10.0	2	3.6
10	～ 15	6	15.0	7	12.5
5	～ 10	7	17.5	12	21.4
3	～ 5	3	7.5	11	19.6
3未満		15	37.5	22	39.3
合 計		40	100.0	56	100.0

B 坂本村(八部郡山田)					
持 高		延宝 8 年(1680)		享保12年(1727)	
石	石	戸	%	戸	%
10以上		3	9.1	1	2.7
5	～ 10	6	18.2	9	24.3
3	～ 5	7	21.2	8	21.6
3未満		17	51.5	19	51.4
合 計		33	100.0	37	100.0

(注) 無高は含まない。坂本村延宝 8 年の無高は 9 戸、その他は不詳。

資料:「藤田家文書」,「田中家文書」

代官所より、この年の年貢勘定を済ました上で再度願い出るよう命じられ、今回十二月の訴えとなったものである。

訴状によれば、庄左衛門を次期庄屋として望んでいる者はすでに三三名に達し、板宿村本家百姓五十余軒の過半を占めている。にもかかわらず残る二〇軒ほどの家が甚右衛門方につき、庄左衛門を奢り者だとして、その庄屋役就任を妨害しているというのである。庄左衛門家、甚右衛門家は、貞享三年(一六八六)当時でも、それぞれ五人、二人の下人を抱えており、一八世紀後半の村内持高をみても、庄左衛門が二八石、甚右衛門が二〇石ほどを保有していて、相変わらず両家とも五人を超える下人を抱えている。このことから、両家と

享保十一年(一七二六)十二月、八部郡板宿村の百姓三三名が連印の上、次期庄屋を、先の庄屋であった庄左衛門にかえてほしい旨、代官所に願ひ出た。当時の庄屋甚右衛門は、老衰のために歩くことさえも困難な状態で、到底庄屋役を勤めることができなまいという理由である。同様の趣旨の願ひ出は、それ以前にも度々なされてきたが、

もに、一貫して村を代表するような上層農民であったことが知られる。享保期の板宿村では、村を代表するような、この二人の上層農民を中心に村内が、いわば庄左衛門派と、これに反対する甚右衛門派の二派に分かれて対立していたわけである。

しかしこの対立は、上層農民間の単なる主導権争いであったと片づけるわけにはいかない。実は両者の対立は、十年以上前にも、井堰料特権をめぐる訴訟として争われるという、根深い背景をもっていたからである。

争論の背景とな

板宿村内には、古くから「一之井」と呼ばれる古い井堰があり、板宿村だけではなく、

った井手料米

隣村の駒ケ林の田畑をも潤してきた。そのため、板宿村から分水を受けている駒ケ林村

は、毎年「井手料米」として米一斗六升を板宿村に支払ってきた。この井手料米は四等分され、庄左衛門家をはじめとする四家がそれぞれ四升ずつ請け取るのが、古来からの仕来りであった。

庄左衛門は、訴状の中で自らの家を「下之庄の名士」であり、「根本」の百姓であるといっており、事実、同家は代々庄屋役を勤め、一時は尼崎藩大庄屋も兼任したことがある、文字通りの名家である。井手料米が古来より、庄左衛門家を含む四家に渡されてきたのは、これらの家がともに、庄左衛門家に類した中世末以来の草分けの根本百姓であったことに由来していたと考えられる。

ところで、この四家のうち二家は、かなり古い時期に断絶となったため、この二家の分八升は、それ以降村中のものとされ、残る庄左衛門家、重右衛門家だけが、その後も四升ずつの井手料米を請け取って来た。しかし、宝永三年（一七〇六）、ついに庄左衛門家も身上不勝手のために、庄屋役を退かざるを得なくなった。

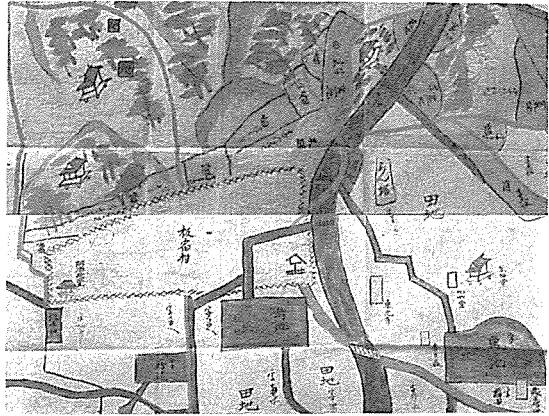


写真 77 板宿村 絵図 (部分)

この時、新たに庄屋として登場してきたのが甚右衛門であった。彼は、宝永七年庄左衛門がすでに庄屋役を退いていることを理由に、四升の井手料米を庄左衛門に渡すことを拒み、井手料米は残らず村中へ取ることとした。これに対して、正徳二年（一七二二）、庄左衛門が従来通り井手料米を請け取りたいと訴え出したのが、訴訟の発端であった。

いうまでもなく、庄左衛門家が争ったのは、四升の米そのものではなかった。訴訟の過程で同家が主張したのは、井手料米が庄屋役に付随したのではなく、根本百姓の代々の家督であるという点であり、根本百姓の家の筋目を立て、古来の作法や儀式を守ろうということであった。これに対し、古来の特権を筋目の家督として主張し、自らを根本百姓に由来する名士であるとして誇る庄左衛門を奢り者として指弾し、井手料米は村のものであり、残らず村中へ取めるべきであるとして対決したが、新庄屋の甚右衛門であった。この訴訟は、翌正徳三年「井手料米は先規の通り」とする裁許が申し渡されたことで、庄左衛門側の勝訴となって落着いた。しかし、この訴訟の過程で顕わになった、特権の根本百姓と非特権の上層農から出た新庄屋との対立が、その後も村中を二分する形で続き、この享保期の庄屋跡役をめぐる対立につながっていったといえよう。

表 65 明和2年(1765)板宿村の階層構成

持高	家数	%
石 20 ~ 石 30	軒 3	4.9
15 ~ 20	4	6.6
10 ~ 15	7	11.4
5 ~ 10	24	39.3
3 ~ 5	4	6.6
3 未 満	15	24.6
無 高	4	6.6
合 計	61	100.0

資料：「武井報效会文書」

板宿村における正徳・享保期の騒動は、中世末以来の特権の根本百姓の衰退が背景となっていたことは確かである。四家のうち二家がすでに断絶となり、庄左衛門家も宝永年間に身上不勝手を理由にいったんは庄屋役を退いており、残る重右衛門家も訴訟過程にまったく関与していなかった。その意味で、この騒動は、衰退しつつあった中世末以来の根本百姓の特権を否定しようとしたものであったと言える。しかし一方で、この騒動は惣百姓がそれぞれ二派に分かれて対立しており、後に見る白川村の座席争論のように、村役人対一般百姓という明確な構図を示していない。その理由をどう考えたらよいのだろうか。

表65は、明和二年(一七六五)の板宿村の階層構成である。一見して明らかのように、三〇石を超える高持農民がおらず、無高層もまた四人と相対的に少ない。逆に、五〜一〇石層を中心に、五石以上層が全体の六割近くを占め、中上層農民の比率が高い点に特徴がある。

この階層構成に示された中上層農民の層の厚さが、かりに四十数年前の享保期板宿村の姿でもあったとするならば、享保期の騒動は、こうした中上層農民が一つの階層的利害のために結集するのではなく、旧来の特権や作法の存続如何を軸に、中上層農民がむしろ対立し分裂していたということになるのではなからうか。旧来の特権をめぐる村方騒動は、次にみる明和期の白川村座席争論では、さらに徹底した対決となる。

明和期白川村の座席争論
白川村には、中世以来、荘園制下の下級荘官(有力名主)に由来する五番頭家が存在し、近世

に入ってから、この五番頭家が年番で庄屋役を勤め、残る四人は年寄役を勤めるという体制が続いていた。しかし、五番頭家のうち、一軒は一七世紀半ば頃に退転し、宝暦六年（一七五六）には、甚五兵衛家が身上不如意から分散（破産）となり、田畑・居宅までも債権者に引き渡してしまったため、庄屋役を退き逼塞の身分となった。争いの発端は、こうして没落した甚五兵衛家が、なお番頭家の格式と席次を固守しようとするのに対して、村方一統が、座席その他何ごとも平百姓並にすべきであるとして対峙したことにある。

白川村では、従来、番頭家が年令順に上座にすわるといふ仕来りであった。そこで、両者の対立に困惑した当時の庄屋佐左衛門は、この仕来りを一応前提とした上で、甚五兵衛家は庄屋・年寄の次に着座するようにはどうかと提案する。当時庄屋・年寄役を勤めている者たち自身も番頭家である以上、番頭家の家格を守りぬく意向であった。

しかし、村方一統は、甚五兵衛家もはや村役人を勤めていないこと、そのみならず、分散となった甚五兵衛家の家役・足役・氏神火灯費用などは村入用をもって、村方一統で負担していることなどを理由に、庄屋案に激しく反発した。

しかもその間、農民たちは、産土神大歳神社拜殿に集まり、一味徒党の連判をもって、庄屋方から触れた寄合をボイコットするなど、結束した行動をとっており、解決の見通しが得られない。そこで次に、庄屋佐左衛門は、村方の農民を二三人ずつ随時呼び出し、庄屋の提示した線に沿って内済するよう根回しをした上で、その翌日、本家格の村方百姓らを一堂に集め、再度内済を承諾するよう説得にかかった。

この説得により、一五人の百姓は、庄屋に委任することを了承して退出するが、残る一三人は、庄屋のい



写真 78 白川村の村社大歳神社

かなる説得にも頑として応じなかった。そのため明和二年、ついに甚五兵衛は、この一三人のうち四〜五人を召し出して、番頭家の座席と往古からの格式を守るよう仰せ付けてほしいと訴え出たわけである。

この訴訟は、途中、隣村車村の庄屋で下之庄十番頭家の一人でもある和左衛門の扱いとなる。その結果、最終的にどのように結着したのかは明らかではないが、和左衛門の「取と曖あ目め論ろん見み」によれば、村方諸懸り諸勤めなど何ごとも一軒役を勤めることを条件に、甚五兵衛家を番頭家の末席に着かせることを提言しており、曖人も番頭家の格式を守る方向で内済を図ったことがわかる。

しかし、この争論で何よりも注目されるのは、相手方返答書の中に示されている、次のような村方百姓らの主張である。すなわち、彼らはまず、番頭家については一切知らないことつばねた上で、第一に、今後村方で誰が庄屋・年寄役を勤めないとも限らないのであるから、村役人勤役中は上座、無役になったら平百姓並にすべきであり、第二に、村方一統として、公儀法度を庄屋から申し付けられれば守るが、番頭家からの指図には承服しかねる、と極めて明快な論理を展開する。つまり、庄屋役は番頭家によって独占されるべきものではなく、誰でも勤め得る役儀であると見なし、座席も、番頭家ゆえに上座なのではなく、村役人在職中ゆえに上座でしかるべきであるという論理である。ここには、庄屋・年寄を、公儀支配の末端に連なる一つの村政機構と

見なし、この機構に付随する権限以外は、一切の権威も特権も認めないとする「村役人観」ともいうべきものが見てとれる。そして恐らくは、こうした村役人観を前提としてこそ、天保期にこの村で村役人入札制が展開していくことも可能であったと思われる。

この白川村の座席争論は、中世以来の根本百姓の特権を否定していこうとした点で、前項にみた正徳期の井堰料特権をめぐる、板宿村の争論と極めて類似した面がある。しかし、板宿村争論からすでに五〇年を経て起こった白川村の争論の場合、前述した如く、番頭家・村役人对一般農民という明瞭な構図の下で争われている点で、板宿村の場合と異なっている。そのちがいは、直接的には、板宿村の庄左衛門家が経済的にも社会的にも村内有力者としての地位を保っていたのに対して、白川村の甚五兵衛家の方は、田畑・居宅までも失って急激に没落し、村入用にさえ依存していたという点にあらう。そして、この甚五兵衛家の軌跡がそのまま、一八世紀中葉の経済変動の激しさを物語っているともいえよう。

2 村落社会の展開

国訴のは

これまで村落内部の変化を見てきたが、村落社会の外に向けての展開につきに見てみよう。農

じまり

業生産の発展は、それぞれの地域にかなった作物の生産を促し、とくに綿や菜種といった交換

性の強い商品作物の生産が各地に普及した。神戸市域を含む西摂地方では、後に詳しく触れるように、綿よりも灯油の原料である菜種の生産が著しかった。灯油は生活必需品で、とくに江戸をはじめ都市では大量に



写真 79 宝暦10年菟原郡5カ村より菜種売方につき伺控(部分)

消費され、その価格動向の市民生活に及ぼす影響も大きく、幕府は油や菜種について強力な管理・統制を実施した。そのため生産者である農民はその販路をめぐって何度となく訴願を試み、後には「国訴」と呼ばれる数カ国規模の大訴願運動にまで発展している。

菜種をめぐる訴願としては、宝暦十年（一七六〇）一月の摂津菟原郡七カ村のものが、早い事例である。これは前年に出された幕府の法令が、摂津兵庫・西宮、紀伊、中国筋、四国筋、西国筋で絞られた油の江戸直接積出しを禁止、菜種も合わせてすべて大坂へ積み出すよう命じたことに端を発している。

この幕府令は寛保三年（一七四三）に引き続き、灯油価格が高騰して市民が難儀しているのでその打開策として、最大の灯油市場であった大坂への菜種の集中を図ったものであるが、この頃すでに兵庫・西宮近在の灘目地方では絞り油業が広範に展開し、周辺農村では生産した菜種を灘目の油屋に売り払うという流通関係も成立していたので、宝暦九年の法令はそれを禁じたものと受け取られた。事実中野村ほか六カ村の訴願は、大坂に船で積み出せるほど菜種の生産量は多くもないので、これまでのように「所々売り払い」ができるようにと願い出ている。あわせて、この収穫した菜種を売り払うことによって、米作用

肥料の手当てをしていると、裏作である菜種生産の事情を述べ、訴願の認可を求めているが、幕府の容れるところとならず、翌二月、「たとえどれだけ少額であっても、種物（菜種と綿実）は大坂三〇軒の種物問屋以外に売買することは認められない」として却下されている。

幕府の灯油政策はさらに徹底され、明和三年（一七六六）三月には「どこの国であっても、自作の原料で手絞りの場合はその油を大坂に出し、それ以外はたとえ一村のうちでも他から買い受けて絞ることを禁止する。宝暦九年の触れ通り菜種・油ともにすべて大坂に積み廻せ」と、先の触れの厳守を布達した。つまりある村の絞油屋は、自作の菜種や綿実以外には、すぐ近くに豊富な原料産地があってもそれを買って絞ることができず、農民は生産した菜種や綿実を、自村を含め近隣にどれだけいい販路があってもそこに売り出すことができないという内容である。大坂以外の在方の油屋を全面的に規制しようというこの法令は、油屋のみならず菜種・綿実を販売する農民にとっても黙認できるものではなく、再び訴願に立ち上がっている。この時訴願に立ち上がったのは武庫郡五五カ村で、同年五月、六月と日付不明の三通の願書が残されている。『尼崎市史』（第五巻）によればその訴願の内容は次のようなものである。

(1)大坂へ菜種を売っては、在方の油屋に売るより安値になる。(2)在方の油屋が禁止されては菜種も売れなく、これではやがて菜種作が減り、灯油の値上がりにつながる。(3)わずか数斗数石の菜種を、めいめいが大坂へ積み送ることは迷惑である。(4)大坂に売るとなると運送費がかかるほか、春のうちに代銀の入手が困難となり、肥料代の不足となる。(5)在方の油屋が禁止されては、油粕も大坂から買うほかなく、それでは自然と買う量も減り不作の原因となる。(6)酒・醬油などは在々で小売りしているのに、油だけ大坂から買入れ

るのは納得できない。

すでにこの頃の西摂農村では、冬作(裏作)は食料用の麦を除くと、大半菜種が作られ、それが水車新田をはじめとする在方の絞油業を支えていたが、そのような状況下では菜種―油―油粕という生産の各行程を通じて、それぞれの流通関係ができていた。それ故在方の油屋を対象とする明和三年令に、農民は敏感に反応したのである。

この時八部郡でも農民がなんらかの行動を起こしていたようで、同年九月、北野・中宮・二ツ茶屋・宇治野・花熊・神戸の六カ村は、同令につき二度参会した折の経費七〇匁七分を各村に割り掛け徴収している。その時の帳簿は表題に「菜種地売り致すまじき旨仰せ付けられ候に付」と記しているが、明和三年令に対する農民の受け止め方がよく示されている。

このような農民の訴願や在方の油屋の抗議に対し、幕府は新たな対策を講じ、同七年摂津・河内・和泉の絞り油屋の株仲間加入が認められ、その結果農民の「地売り」も回復されることになった。

「明和の仕法」

後の菜種訴願

しかしこの「明和の仕法」と呼ばれる新体制によって、在方の絞油屋はそれまでと異なり、大坂油問屋の傘下に入るとともに、在地における種物の購入独占権を得ることになった。その結果菜種作農民との間に、新たな問題が生ずることとなった。

安永六年(一七七七)の兵庫・川辺両郡村々による訴願は、絞油屋以外への菜種の販売を求め、とくに干鰯屋・肥屋などに、取り入れ前の菜種を引き当てに肥料代銀を借り受けることができるよう求めている。いいかえれば前貸銀・仕入銀の形での菜種販売を要求し、そのためにも油屋以外への販売を求めているのである。

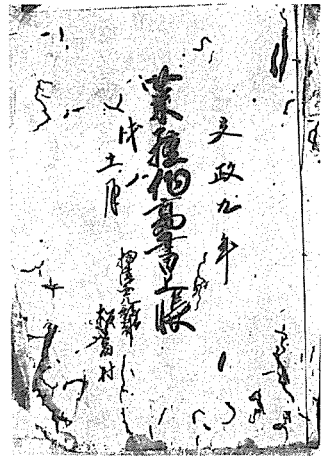


写真 80 板宿村「菜種作高書上帳」(表紙)

るわけにはいかぬという理由で却下されている。

しかし農民たちはその後も執拗に、先の要求を繰り返して訴願し、その規模や組織にも広がりが見えてくるようになる。

寛政九年(一七九七)四月、幕府は依然として改善されない油価格の高騰に対し、さらに菜種の道売り・道買い・隠し絞りを禁ずるとともに、毎年の菜種作付けと販売先の報告を村々に求め、その励行を図った。このことはただちに西撰の菜種作農民にも影響をあたえ、同年から十年にかけて相次いで訴願が起きている。訴願を起こした村々は、これまでの武庫・川辺・豊島郡に加えて、島上・島下・八部の諸郡の名もみえ、西撰から北撰への広がりが見える。

この時の訴願の内容は大きく二つに分けることができる。一つは「干鰯屋売り引き当て借銀許可」つまり、従来のように収穫した菜種を引き当てに干鰯屋から肥料代銀を借り受けられるようにしてもらいたいこと、

裏作として菜種を作り、その収穫を当て込んで表作の肥料の手当てをする農民にとって、それが一番好ましい販売形態であった。しかるに絞油屋に菜種購入の独占が認められることによって、その販売形態が妨げられ、「売り先が手狭になった」と農民たちは判断したのである。この時の訴願には両郡あわせて一二三カ村が連合しているが、「種物売買は五畿内一同の主旨」であるから変え

二つは村が組合で売り子を雇い、絞油屋に販売できるようにしたいということであった。前者はこれまでと同様の要求であるが、十年六月の八部郡三カ村の訴状ではさらに詳しく、次のように述べている。

絞油屋が公認されるまでは、油屋をはじめとする商人が農民の庭先に菜種の買い付けにきて、お互いに競り合うため良い値段がついていた。ところが油屋だけに販売先が限られてからは、菜種を収穫後油屋に持ち込むほかに、そこでも色々品定めして値踏みされ、農民は稲作肥料の仕込みのためやむなく安値で売ってしまう。このようにして油屋のほかは、菜種を引き当てにして夫食や種々の賄いを貸し付けてくれる商人もいないため、たいへん困窮しているので、これまで通り種物は最寄りの商人に自由に売れるようにしてほしい、というのである。

一方売り子の新設要求は、菜種の収穫時に売り子を村々が共同して日雇いで雇い、彼らに販売を委託することで、農民自らが出かける手間を省き、あわせてその販路を拡張しようとするものであろうと思われる。この要求は豊島郡でまず提起され、その後武庫・川辺郡、さらに河内古市郡でも提起されているが、同郡の場合売り子は一五村にたいし一八人であるから、西摂でも売り子は一村に一二人くらいとみてよいだろう。またこの場合にも古市郡村々の訴願に際し、豊島郡の訴状が参考にされるなど、菜種の販路拡張を求める訴願は、摂津から河内にかけて広がりがつあった。そしてこれらの経験と蓄積のうちに文化二年（一八〇五）、文政六、七年（一八二三、二四）に、摂津・河内二国の村々を巻き込んだ広範な訴願が姿を現わす。

村々を巡る　このような商品作物の販売をめぐる村々が、連合して訴願しているとき、一風変わった願書人々　が菟原郡二三カ村から大坂町奉行所に提出されている。それは天明三年（一七八三）十二月のこ

とで、勸化が多過ぎるのでなんとかしてほしいという訴願である。勸化とは全国の寺社が、再建費や運営費などを集めるために各国を勧進して廻ることで、民衆はそれに喜捨して、なにかの金銭や物品を施した。このうち幕府が公認して行う勸化を御免勸化といい、寺社が公認を得ることなく各々勝手に行う勸化と區別された。

この時の願書では、(1)御免勸化は領主の用聞に村からまとめて渡し、そこから寺社の勸化所に差し出すようにし、(2)それ以外の勸化や宮家・寺社の名目を借りた薬の売り広めなどは禁止してほしい、という二点を求めている。いちいち応対するのは農業のさしつかえになるほか、勸化の中に不法にも合力銀(寄付)を強要するものがあるからというのが、その理由である。

それではこの頃どれくらい村を廻る人々がいたのか、みてみよう。

表66は北野村ほか一〇カ村からなる中灘組が、組として応対した廻在者へ一年

表 67 中灘組月別の廻在者への応対(寛政12年)

月	口数	金額(銭)
12	12	1,650 ^文
1	19	1,963
2~3	15	921
4	20	1,215
5	15	1,958
6	21	1,504
小計	102	9,211
	*120	*9,765
7	17	905
8	13	804
9	25	1,614
10	28	2,703
11	18	1,160
12	11	658
小計	112	7,844
合計	214	17,055
	*234	*17,003

(注) *は史料記載。ほかに7匁5分の銀がある。

資料：神戸大学所蔵文書

表 66 中灘組の廻在者への応対

年次	口数	金額(銀)	年番村
寛政6	59	92.49 ^匁	奥平野
7	29	(37.62)	石井
8	89	200.69	鳥原
9	68	204.93	平野
10	212	296.61	荒田
11	160	332.31	北野
12	234	206.20	花熊

(注) ①寛政6年は、5年12月18日から6年12月20日までで、各年とも前年12月から始まる。

②7年のみ銭で書かれているが換算した。

③金額には合力銀のほか、年番村の立て替えに対する利子分と勤め料20匁が含まれている。

資料：神戸大学所蔵文書

第三節 村落社会の動向

表 68 村を巡る人々(寛政12年10月)

日	人 物	銭	日	人 物	銭
3	名古屋浪人 1人	24 ^文	16	奈良旅人 1人	30 ^文
4	近国帯刀浪人 1人	20		近国浪人 1人	50
5	大坂座頭・手引(計 2人)	100	17	同	30
	丹波穴太寺勸化 1人	100	19	浪人 2人(昼飯とも)	150
6	近国浪人 1人	100	23	堺六斎坊 2人	100
7	江戸旅僧 1人	35		旅僧 1人	50
	王子八幡宮神主 1人	120	25	近国浪人 1人	30
8	安芸浪人 1人	50	26	京都知足山常德寺勸化 1人	64
9	江戸下り浪人 1人	40	27	多賀奥の院僧 1人	50
	浪人 1人(昼飯とも)	75	28	大坂座頭・手引(計 2人)	100
10	旅人 2人	60		江戸浪人 1人	30
12	旅僧 2人	40	29	京都天満宮役人 1人	30
	同	30		浪人 1人(昼飯とも)	75
14	尾張禰宜 1人	60		旅人 1人(昼飯とも)	75

資料：神戸大学所蔵文書

間に支払った金額とその口数である。年によって不同であるが、平均して月に一〇口程度となっている。しかし実際には、月によって訪問者の数は大きく異なる(表67)。寛政十二年の例では、六月と九、十月が多く、いずれも農繁期にあたり農民たちの主張を裏付ける数値となっている。半期ごとの集計があり、それによると六月までで一〇二口、人数にして一七三人余、年間を通じると二一四口、三三三人である。またこの年でもっとも多い十月を例に取ってみると(表68)、実にさまざまに人々が村を訪れていることがわかる。

まず浪人がいる。帯刀しているが、なかにはまげも結わず総髪のものもいたようだ。ついで旅人と旅僧がいる。西国巡礼か修験者たちであろうか。目の不自由な座頭は大坂から手引き人を伴って来ている。そして問題の勸化が二件ある。いずれも幕府の許可を得ていないものである。それぞれに

は大概二〇〜三〇文といった金額が支払われているが、昼飯が入ると七〇文前後になる。なかには宿泊料を請求するものもいて、その時は一人一〇〇文となっている。無心されると、村ではだいたい出しているようだ。また多賀奥の院の場合のように、最初一村分のつもりで三〇文もらい、他村に廻ったところ灘組一カ村分だとわかると、翌日増額してくれとやって来て、五〇文となっている事例もある。いずれにしても農民の側に見れば、農繁期にこのように頻繁にやって来る廻在者への対応には、困惑したことであろう。